

厚生年金基金規則等の一部を改正する省令概要

1 厚生年金基金規則の一部改正

代行保険料率の算定の基礎となる予定利率は、3.2%とする。(第32条の11関係)

財政の現況及び見通しが作成される場合の代行保険料率の算定基準日は、厚生年金基金令第36条の2第2号の規定により厚生労働大臣が定める月の13月前の月の末日とする。(第32条の12関係)

財政の現況及び見通しが作成される場合の代行保険料率の算定の際は、脱退率及び昇給率については、前回の代行保険料率の算定に用いたものを使用することとする。(第32条の13関係)

財政の現況及び見通しが作成される場合の代行保険料率の届出は、厚生年金基金令第36条の2第2号の規定により厚生労働大臣が定める月の4月前の月の末日とする。(第32条の14関係)

2 確定拠出年金法施行規則の一部改正

規約の特に軽微な変更として、以下のものを定める。(第5条関係)

- ・ 事業主の住所
- ・ 実施事業所の所在地
- ・ 運営管理機関及び資産管理機関の住所

記録関連運営管理機関の保存情報について、事業主からの情報提供を義務付ける。(第11条関係)

記録関連運営管理機関が保存すべき、運用指図の内容に関する事項について、保存期限を短縮する。(第15条、第56条)

運営管理機関が運用商品を除外しようとする際の、商品購入者の同意を不要とする要件を緩和する。(第20条の2)

事業主業務報告書に運用方法を記載することとする。(様式第7号関係)

3 確定給付企業年金法施行規則の一部改正

規約の特に軽微な変更として、以下のものを定める。(第7条関係)

- ・ 事業主の住所
- ・ 実施事業所の所在地
- ・ 運営管理運用機関等の住所

4 施行期日

平成16年10月1日